

## 県内市町村等の平成22年度決算に係る 健全化判断比率等（確定値）の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第4項及び同法第22条第3項の規定に基づき、県内市町村等（30市町村及び公営企業会計を有する一部事務組合（資金不足比率のみ））の健全化判断比率及び資金不足比率（確定値）の状況は以下のとおりです。

### 1 健全化判断比率の概要

**健全化判断比率が早期健全化基準に達した県内市町村はありません。**

\* 団体別の健全化判断基準については、別紙1のとおり（暫定値からの変更なし）

#### （1）実質赤字比率

県内市町村で、早期健全化基準（財政規模に応じて11.25%～15%）を超える団体はなく、実質赤字がある団体もありませんでした。

※ 平成21年度決算において、赤字団体は湯浅町（3.01%）の1団体のみでした。

#### （2）連結実質赤字比率

県内市町村で、早期健全化基準（財政規模に応じて16.25%～20%）を超える団体はなく、連結実質赤字がある団体もありませんでした。

※ 平成21年度決算において、赤字団体は湯浅町（4.50%）の1団体のみでした。

#### （3）実質公債費比率

県内市町村で、早期健全化基準（25%）を超える団体はありませんが、起債要許可団体に移行する水準の18%を超える団体が3団体（みなべ町、日高川町、上富田町）あります。

※ 平成21年度決算において、実質公債費比率18%超の団体は田辺市、九度山町、みなべ町、日高川町、上富田町の5団体でした。

#### (4) 将来負担比率

平成 21 年度決算と同様、県内市町村で、早期健全化基準（350%）を超える団体又は、早期健全化基準に接近している団体ともありませんでした。

## 2 資金不足比率の概要

県内市町村等が経営する公営企業会計において、資金の不足額が生じている公営企業会計は2会計であり、そのうち、経営健全化基準（資金不足比率20%）を上回る公営企業会計は、1会計です。

※ 平成 21 年度決算で、資金の不足額が生じている公営企業会計は8会計。

そのうち、経営健全化基準を上回る公営企業会計は、2会計。

\* 資金不足額が生じている公営企業会計の資金不足比率については、別紙2のとおり（暫定値からの変更なし）

\* 資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定します。対象となる会計数は123です。

### 《経営健全化基準を上回った公営企業会計及び今後の見通し》

・串本町国民宿舎事業会計（124.9%）※ 平成 21 年度決算は 212.7%

宿泊客の減少等で営業収益が減少したことにより、資金不足が生じており、今年度の資金不足比率が 124.9%となりました。

平成 21 年度に策定した「経営健全化計画」に基づき、指定管理者制度を継続しつつ、経営基盤の強化に努め、一般会計からの繰入も計画的に行うなどして、平成 24 年度までに資金不足の解消が図られる見込みです。

## ○平成22年度決算財政健全化指標(確定値)

	標準財政規模 (千円)	実質赤字比率				連結実質赤字比率				実質公債費比率				将来負担比率		
		早期健全化 基準	財政再生 基準	22決算 (確定値)	21決算	早期健全化 基準	財政再生 基準	22決算 (確定値)	21決算	早期健全化 基準	財政再生 基準	22決算 (確定値)	21決算	早期健全化 基準	22決算 (確定値)	21決算
和歌山市	77,059,186	11.25		—	—	16.25		—	—			11.7%	12.2%		158.4%	169.6%
海南市	14,088,618	12.85		—	—	17.85		—	—			13.9%	13.2%		144.3%	161.3%
橋本市	15,524,380	12.74		—	—	17.74		—	—			12.7%	13.3%		150.8%	167.6%
有田市	7,611,942	13.86		—	—	18.86		—	—			16.3%	17.5%		87.5%	105.2%
御坊市	6,950,327	14.06		—	—	19.06		—	—			14.3%	15.3%		123.2%	145.1%
田辺市	24,601,382	12.11		—	—	17.11		—	—			17.3%	<b>20.6%</b>		68.9%	97.5%
新宮市	9,326,226	13.45		—	—	18.45		—	—			13.0%	14.0%		76.4%	105.2%
紀の川市	18,492,377	12.57		—	—	17.57		—	—			11.5%	11.8%		46.7%	70.8%
岩出市	8,868,930	13.55		—	—	18.55		—	—			7.8%	10.1%		19.8%	34.3%
紀美野町	5,149,010	14.90		—	—	19.90		—	—			15.6%	17.7%		143.2%	176.4%
かつらぎ町	6,121,991	14.39		—	—	19.39		—	—			13.8%	13.8%		127.2%	131.5%
九度山町	2,273,707	15.00		—	—	20.00		—	—			17.0%	<b>18.7%</b>		111.9%	166.0%
高野町	2,161,249	15.00		—	—	20.00		—	—			11.6%	12.2%		18.9%	45.3%
湯浅町	3,660,736	15.00	20.00%	—	<b>3.01%</b>	20.00	35.00%	—	<b>4.50%</b>	25.0%	35.0%	15.0%	16.9%		168.2%	171.0%
広川町	2,590,236	15.00		—	—	20.00		—	—			7.6%	9.0%	350.0%	—	—
有田川町	10,714,871	13.22		—	—	18.22		—	—			14.2%	16.2%		76.7%	96.5%
美浜町	2,347,904	15.00		—	—	20.00		—	—			7.2%	7.4%		39.3%	49.2%
日高町	2,519,014	15.00		—	—	20.00		—	—			12.9%	13.9%		53.3%	82.9%
由良町	2,489,831	15.00		—	—	20.00		—	—			11.2%	11.2%		86.0%	117.3%
印南町	3,387,312	15.00		—	—	20.00		—	—			8.9%	9.4%		—	—
みなべ町	5,786,535	14.55		—	—	19.55		—	—			<b>20.7%</b>	<b>22.3%</b>		126.3%	160.1%
日高川町	6,577,709	14.20		—	—	19.20		—	—			<b>19.1%</b>	<b>21.4%</b>		110.5%	143.5%
白浜町	7,085,134	14.02		—	—	19.02		—	—			12.1%	13.8%		89.9%	104.1%
上富田町	3,604,699	15.00		—	—	20.00		—	—			<b>19.8%</b>	<b>20.6%</b>		144.1%	180.2%
すさみ町	2,485,686	15.00		—	—	20.00		—	—			12.2%	13.3%		39.0%	80.3%
那智勝浦町	4,826,941	15.00		—	—	20.00		—	—			8.5%	9.5%		32.2%	49.1%
太地町	1,340,574	15.00		—	—	20.00		—	—			6.4%	6.7%		—	—
古座川町	2,146,004	15.00		—	—	20.00		—	—			9.5%	10.2%		—	—
北山村	555,677	15.00		—	—	20.00		—	—			7.2%	8.7%		—	—
串本町	6,206,540	14.35		—	—	19.35		—	—			9.9%	10.8%		78.8%	95.6%

※実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」と表示しています。

## 平成22年度決算公営企業資金不足比率(確定値)

※資金不足比率が生じている企業のみ

単位:千円

市町村等名	事業名	特別会計名	資金不足額(A)	事業の規模(B)	資金不足比率(A/B)	経営健全化基準
串本町	観光施設等	国民宿舎事業会計	122,999	98,412	<b>124.9%</b>	20.0%
新宮周辺広域市町村圏事務組合	市場	新宮広域圏公設地方卸売市場事業特別会計	877	18,196	4.8%	

※資金不足比率が20.0%を超えると公営企業会計に係る「経営健全化計画」の策定が必要。

## ○用語の説明

### ・実質赤字比率

当該地方公共団体の普通会計に相当する一般会計と特別会計（以下「一般会計等」という。）を対象にした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体が標準的な状態で通常収入するであろう経常的な一般財源の規模）に対する比率。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

また、地方財政法における地方債協議制度においても活用されている指標であり、一定基準<sup>（注）</sup>を超えると地方債要許可団体に移行する。

### ・連結実質赤字比率

一般会計等に加え、水道事業会計等の公営企業会計や国民健康保険会計などの地方公共団体に設置された全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率。

全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

### ・実質公債費比率

地方公共団体に設置された全ての会計に加え、一部事務組合等を含めた、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額<sup>（※）</sup>に対する比率。

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。

地方財政法における地方債協議制度においても活用されている指標であり、18%を超えると地方債要許可団体に移行する。

（※）標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額（将来負担比率においても同じ）

### ・将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

・ 資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模（営業収益等）に対する比率。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入を主とする営業収益等の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

○財政健全化法に規定する財政健全化計画等

・ 「財政再生計画」

将来負担比率を除く健全化判断比率が1つでも財政再生基準を上回った場合、財政再生計画の策定が必要。財政再生計画は議会の議決を得て、速やかに住民に公表。計画について、総務大臣の同意がなければ、地方債は発行できない。

・ 「財政健全化計画」

財政健全化比率が1つでも早期健全化基準を上回った場合、「財政健全化計画」の策定が必要。早期健全化計画は、議会の議決を得て、速やかに住民に公表。都道府県知事、総務大臣への報告が義務付け。

・ 「経営健全化計画」

公営企業会計の資金不足比率が20%を上回った場合、「経営健全化計画」の策定が必要。経営健全化計画は、議会の議決を得て、速やかに住民に公表。都道府県知事、総務大臣への報告が義務付け。

○地方債協議制度に係る財政健全化計画等

・ 「財政健全化計画」

標準財政規模に応じ、ある一定基準<sup>(注)</sup>以上、赤字額が生じた場合、地方債要許可団体に移行。

地方債の許可申請時に実質赤字の解消に向けた方針等を記載した財政健全化計画を策定し、許可申請を行う。

(注)

一定の赤字額

標準財政規模の額に応じて、2.5%～10%の間で段階的に設定。

【 例 】

都道府県、政令市及び

標準財政規模が500億円以上の市・・・・・・・・・・ 2.5%

標準財政規模が200億円の市町村・・・・・・・・・・ 5%

標準財政規模が50億円以下の市町村・・・・・・・・・・ 10%